

豊岡市出石 伝統的建造物群保存地区 防災計画

令和4年 豊岡市



「出石の町並み」©Atelier KUBO Shu

出石のまちなみと命をつなぐ減災文化を

出石の町並みの特色である城下町の街路、短冊形の地割り、軒を連ねる木造の町家、緑の背景をなす城跡、潤いをもたらす谷山川や水路など、いずれも歴史的に重要な文化的価値を持ち、今もこれからも出石にとって欠かせない大切な資源です。一方で、これらを防災の観点から考えると、木造密集市街地は都市火災のリスクを抱え、山麓の斜面は地盤災害、河川や水路は想定外の豪雨災害の引き金になることなどが懸念されています。多くの場合、歴史ある文化的価値を維持することと、災害に対する安全性を向上させることは、相互に相反する側面を持つとされていますが、翻って考えれば、歴史的な町並みそのものは、度重なる長い災害の歴史を乗り越え、現在に残ってきたからこそ文化的価値を認められ「重伝建地区」に選定されたことも事実です。一見、災害に対する脆弱性ばかりが強調されますが、出石の歴史的な町並みは、過去の災害の歴史を教訓に培われてきた「伝統的な減災文化」の宝庫でもあると考えられます。今般、住民の皆様にご協力いただいて策定した出石伝建地区の防災計画は、伝統的な「減災の文化」の知恵を現代の視点から補完することにより、出石の町並みと人命を将来につなぐ方策を計画しました。この「概要版」では、住民の皆様にご協力いただく防災対策事業を取り上げています。

事業計画

これからの出石伝建地区における防災対策事業と、その事業計画をまとめました。

【事業実施期間】短期：速やかに実施する事業(1～3年を目安)、中期：5年以内に実施する事業、長期：5年以上かけても実施する事業、点線：継続して実施

番号	防災対策事業	事業実施期間			担い手(◎：主体、○：協力)		
		短期	中期	長期	住民	行政	その他
1. 総合防災対策							
1-1-A	「伝建かわら版」等を継続運用し防災情報を共有する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	まちづくり団体
1-1-B	防災勉強会等を実施し「減災の知恵」を継承する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	専門家
1-1-C	ハザード情報の更新に応じた連携体制を確立する		●●●●●		◎	○	
1-1-D	災害種別の避難方法について市民が理解し確認する	●●●●●	●●●●●	▶	◎		
1-1-E	避難時等の障害となる路上駐車の自主改善を図る	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	警察署
1-2-A	空き家を調査し日常からの防災活用を検討する	●●●●●			◎		
1-2-B	通り土間・裏庭・路地等を活かして消火・避難経路を整備する	●●●●●			◎	○	
1-3-A	隣保・区単位での日常的な防災活動を活性化する	●●●●●	●●●●●	▶	◎		
1-3-B	弘道コミュニティ協議会を核とした防災体制を構築し訓練する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	
1-3-C	地区の課題と特性を考慮して建物の避難対策を推進する	●●●●●			◎	○	事業者
1-3-D	出石皿そば協同組合等による観光客の避難誘導体制を構築する	●●●●●				◎	出石皿そば協同組合・但馬國出石観光協会・出石まちづくり公社など
1-3-E	伝建地区的周辺地区の保全策を検討する		●●●●●		◎		
1-3-F	将来の人口減少・高齢化の緩和策を推進する		●●●●●		◎		
2. 火災対策							
2-1-A	防火バケツと消火器の即用配置を推進する	●●●●●	●●●●●		◎		
2-1-B	防災活用のため身近な水利を確認し管理する	●●●●●	●●●●●		◎	○	消防団
2-1-C	通電火災防止のため感震ブレーカーの設置を推進する	●●●●●			◎		
2-2-A	耐火性ある土蔵を保全し防災・観光拠点等として再生する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	
2-2-B	防・耐火設計マニュアルを作成し修理修景時に運用する	●●●●●	●●●●●		◎	○	建築士
2-2-C	防火水利の確保に向けて水路網を有効活用する	●●●●●	●●●●●		◎	○	消防団
2-2-D	市民が消火栓を安全に利用できる設備を配備する	●●●●●	●●●●●		○	○	消防団
2-2-E	日常利用できる断水しない市民用消火栓の配備を検討する	●●●●●	●●●●●		○	○	
2-2-F	谷山川に取水ピットや貯水池を設置する	●●●●●	●●●●●		◎		
2-2-G	住宅用火災警報器の設置推進と早期発見システムの導入を検討する	●●●●●	●●●●●		○	○	
2-3-A	街頭消火器の追加配備と認知率の向上をはかる	●●●●●			◎	○	○
2-3-B	可搬式ポンプの追加配備を検討する	●●●●●			○	○	消防団
2-3-C	地区の防災情報を確認できる案内板等を設置する	●●●●●			◎		
3. 水害・土砂災害対策							
3-1-A	氾濫タイプに応じた避難経路と開始タイミングを確認する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	
3-1-B	住民による急傾斜地の災害リスクの認識と避難準備を推進する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	
3-1-C	土砂災害に対して各自の防災行動計画を作成する	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	
3-1-D	急傾斜地における住民の避難経路を確認する	●●●●●			◎	○	
3-2-A	水害時の物資避難に活用できる「タカ」の日常利用を推進する	●●●●●			◎	○	
3-2-B	洪水被害低減のための対策備品を充実させる	●●●●●			○	○	◎
3-2-C	洪水を防ぐため流木止めの閉塞対策を検討する	●●●●●			◎		
3-2-D	土砂災害リスクに応じた排水と斜面の管理を検討する	●●●●●			◎		
3-2-E	切石基礎の保存など伝統的な浸水対策を継承する	●●●●●			◎	○	建築士・職人
3-2-F	崩壊リスクが高い斜面への対策工を推進する	●●●●●			◎		
3-2-G	危険斜面および出石城跡の石垣の変状の監視を行う	●●●●●			◎		
3-2-H	出石城跡の石垣修復の検討と、立入禁止柵等の対策を継続する	●●●●●			◎		
3-3-A	水害や土砂災害に備えて災害時要援護者の避難訓練を行う	●●●●●			○	○	◎
3-3-B	地区内水路の定期的清掃など日常管理を推進する	●●●●●	●●●●●	▶	◎		
3-3-C	地区で土砂災害危険基準を設定し対策行動指針を作成する	●●●●●	●●●●●		○	○	
3-3-D	土砂災害危険情報の伝達体制を構築する	●●●●●	●●●●●		◎		
4. 地震対策							
4-2-A	出石まちなみ設計士会等と協力し耐震診断と補強を推進する	●●●●●	●●●●●	▶	○	◎	建築士・職人
4-2-B	連坦建物の相互作用を考慮して耐震性の向上を図る	●●●●●	●●●●●		◎	○	建築士・職人
4-2-C	出石に相応しい補強方法・補強部材の開発を目指す	●●●●●	●●●●●	▶	◎	○	建築士・職人
4-2-D	耐震修理のモデル建物の補強方法例を作成する	●●●●●	●●●●●		◎	○	建築士
4-2-E	伝統構法への耐震化マニュアルを作成し運用する	●●●●●	●●●●●	▶	○	◎	建築士・職人
4-2-F	設計士による劣化調査を実施する	●●●●●	●●●●●		◎	○	建築士・職人
4-2-G	耐震補助制度の拡充を検討する	●●●●●	●●●●●		◎	○	建築士
5. 歴史的街並みの復旧・復興対策							
5-3-A	ヘリテージ・マネージャー制度等を活用して被災建物の保全を推進する		●●●●●		◎		
5-3-B	事前復興計画により被災後ビジョンを策定する		●●●●●		○	○	
5-3-C	復旧復興に役立つ写真や資料を収集・保管する		●●●●●		○	○	○
5-3-D	未指定も含む歴史遺産のリストを作成し更新する		●●●●●	●●●●●	▶	○	

出石伝建地区の住民の皆さんによる防災対策事業

この防災計画では、次の5つの対策と3つの基本方針を軸として、今後実施すべき防災事業を示すとともに、防災まちづくりによる地域の活性化を図ろうと考えています。

<参考>防災対策事業の番号

前ページ「防災対策事業一覧」の「1-1-A」から
「5-3-D」の番号は、右のとおり区分しています。

1 - 1 - A

5つの対策

3つの基本方針

アルファベット
の通し番号

5つの対策

1



総合防災対策

2



火災対策

3



水害・土砂
災害対策

4



地震対策

5



歴史的町並みの
復旧・復興対策

3つの基本方針

1



ヒト

住民と来訪者
の防災力を高める

2



モノ

建物と周辺環境
の防災力を高める

3



コミュニティ

地区内外のコミュニティ活動
の防災力を高める

「担い手」について

各事業の「担い手」については「住民」と「行政」と「その他」に分けています。この『住民向け概要版』では、主に「住民」の皆さん
が主体となる事業計画を抜粋して載せています。





1-1-B

担い手
住民 行政 専門家

防災勉強会等を実施し 「減災の知恵」を継承する

住民の防災意識の向上を目的に、今も伝建地区に残る「卯建（うだつ）」、「切石積み」、「タカ」など、建築や町並みに蓄積された先人の「減災の知恵」を持つ歴史的な建築物・町並みの特性について学ぶ「防災勉強会」等を継続的に実施する。



図左：切石積(きりいしづみ)



図右：卯建(うだつ)



1-1-C

担い手
住民 行政

ハザード情報の更新に応じた 連携体制を確立する

実際に災害が発生した場合、防災に関する弘道地区の各組織の連携体制については、今のところ明確な取り決めがない。よって、災害対策方針の検討、地域住民への情報提供と自助・共助の促進につながる一連の手順となる「各組織の連携体制」を確立する。



1-1-D

担い手
住民

災害種別の避難方法について 市民が理解し確認する

地震・火災・水害・土砂災害など、災害種別によって適切な避難場所や避難経路が異なるため、災害種別に応じた適切な避難方法の理解を促進する。指定緊急避難場所等以外の避難場所などを事前に把握した上で、家庭内、地域内で情報を共有しておく。



1-1-E

担い手
住民 行政 警察

避難時等の障害となる路上駐車の 自主改善を図る

路上駐車は、災害時の避難や緊急車両通行の障害になる可能性があるため、住民が自主的に改善する取り組み等を推進する必要がある。

写真：路上駐車の様子



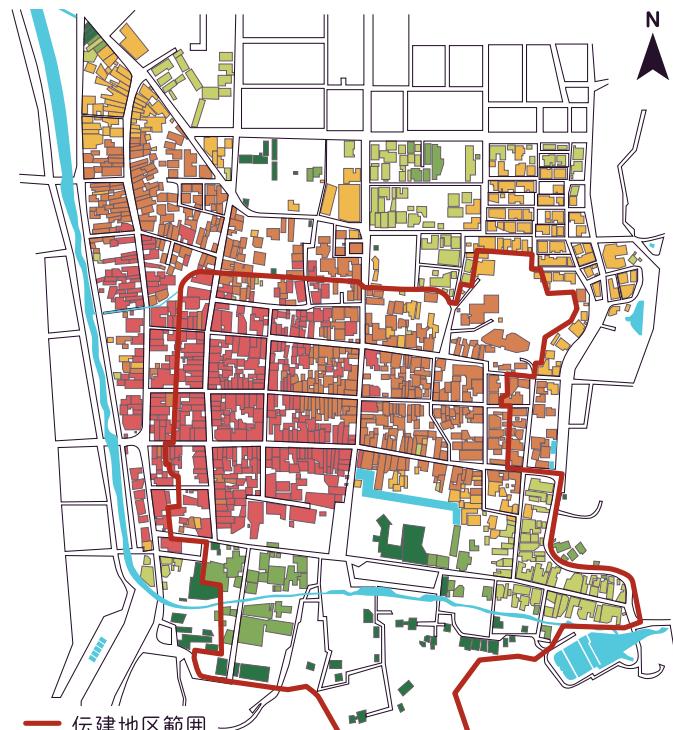
1-2-B

担い手
住民 行政

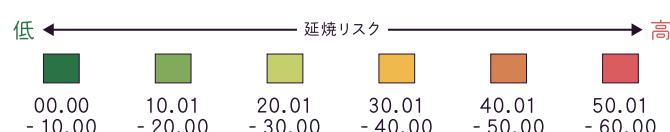
通り土間・裏庭・路地等を活かして 消火・避難経路を整備する

町家の通り土間や裏庭を活かした消火・避難経路確保の対策を推進する。

- ①防犯を考慮した緊急時の避難経路の確認と維持（住民）
- ②「通り土間」や「裏庭」の維持・整備（近隣）
- ③裏庭等を活用した街区単位での避難環境の整備（街区）



図：消火活動を考慮しなかった場合の延焼リスク



※本結果は地震火災時における市街地延焼シミュレーションにより得られた消失回数の相対確率です。延焼リスクが低いからと言って「大丈夫」ではありませんので、安心せずに延焼火災対策に努めましょう。



担い手
住民

隣保・区単位での日常的な防災活動を活性化する

区や隣保では、市が推進する個別支援計画等の避難支援や、発災直後の救出活動等を中心に、対策を進める必要がある。区単位を基本とするが、区で対応できない場合は区相互の連携など、日常的な防災活動を活性化する。

- ①避難行動要援護者の個別支援計画を活用し、隣保・区単位での安否確認や避難方法に関する取り決めと周知徹底
- ②上記対策の課題を発見・改善するための、定期的な防災訓練の実施



担い手
住民 行政

弘道コミュニティ協議会を核とした防災体制を構築し訓練する

人口減少・高齢化等により区単位では対応できることなど、弘道地区単位での連携を図る必要がある。弘道コミュニティ協議会を核とし、具体的な取り組み事例の推進を図る。

- ①既存イベントへ「プラス防災」の要素を加える
- ②女性防災リーダー育成事業の実施
- ③平日昼間の地区内に在住する「若年層」の防災力向上
- ④特有の「職業ネットワーク」による防災訓練の実施
- ⑤「地域の点検」の実施

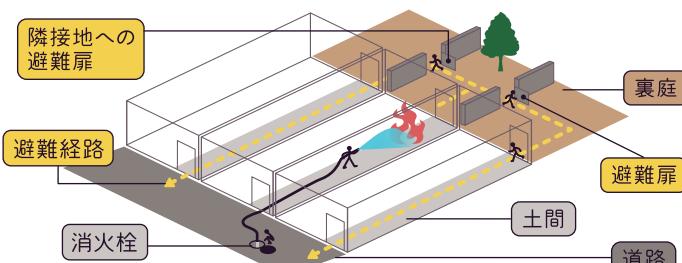


担い手
住民 事業者

地区の課題と特性を考慮して建物の避難対策を推進する

建物内から避難する際の課題について、改善できる対策を推進する。

- ①災害発生時の建物内からの避難ルートの確保
- ②2方向避難路を確保するための「近隣避難協定」の締結
- ③高齢者等への家具転倒防止対策の作業等の支援



図：火災時の土間と避難扉を利用した2方向避難と消火活動



担い手
住民

防火バケツと消火器の即用配置を推進する

迅速な初期消火に備え、防火バケツと消火器の配備・普及をすすめる。延焼危険性の高い街区から重点的にすすめ、配備後はすぐに使用可能になるように配置する。



担い手
住民 行政 消防団

防災活用のため身近な水利を確認し管理する

大規模災害時等の万が一の断水や消火栓の能力不足に備え、身近な水利の状況を確認し管理する。

- ①防火水槽の貯水量を定期的に確認
- ②日常的な水路の清掃と管理
- ③各家庭での浴槽へのため水の実施



写真：伝建地区内の水路



担い手
住民

通電火災防止のため感震ブレーカーの設置を推進する

電気ストーブなどの使用中に地震等で停電した場合、倒れたストーブや破損した電気コードなどに電気が復旧した際に、近くの可燃物に着火する通電火災が発生する危険がある。地震発生後の二次災害の大きな原因となる通電火災を防ぐために、各戸への感震ブレーカーの設置をすすめる。

【感震ブレーカー】設定以上の地震の揺れを感じたとき、自動的に電気を止める器具。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合、通電火災の防止に有効な手段。



2-2-A

担い手
住民 行政

耐火性のある土蔵を保全し、防災・観光拠点等として再生する

保存地区には多数の土蔵が残されている。土蔵は伝統的な防災建築物であり、一般的な建物よりも耐火・耐震性能が高い。通りに面した土蔵を中心に、周辺地区の防災拠点や、観光・交流スペース等への活用に向けた土蔵の再生を推進する。



写真左：出石酒造土蔵（第二酒蔵庫）



写真右：出石酒造土蔵（第一酒蔵庫）

2-3-A

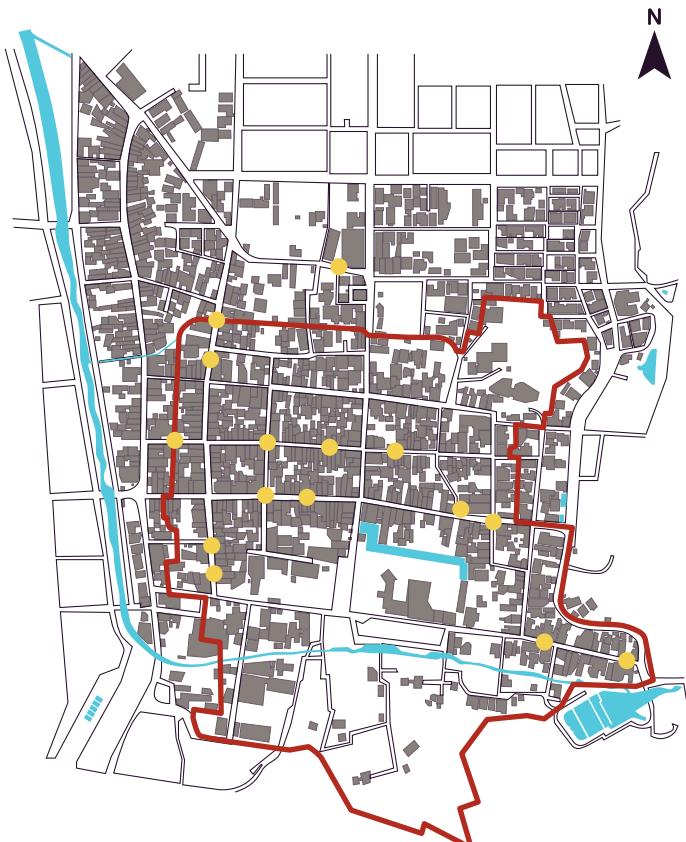
担い手
住民 行政 自主防災組織

街頭消火器の追加配備と認知率の向上をはかる

住民による初期消火対応をバックアップするため、必要な地区へ街頭消火器を追加配備する。

延焼危険性や高齢化率の高い街区への重点的配置を進める。

消火器ボックスのデザインは、住民の意見交換等により伝建地区にふさわしいものを配備する。



図：街頭消火器の分布図 2021年5月17日時点

● 街頭消火器

— 伝建地区範囲

3-1-A

担い手
住民 行政

氾濫タイプに応じた避難経路と開始タイミングを確認する

水害時の避難経路と避難のタイミングを、河川環境に応じて確認する。

▼伝建地区では以下の4タイプの水害が想定される。

①未曾有の豪雨時に発生する出石川の外水氾濫

②谷山川放水路の流木止めの閉塞等による氾濫

③土石流危険渓流からの土石流の氾濫

④谷山川と出石川の合流点樋門の閉鎖時の内水氾濫

氾濫タイプに応じて、ふさわしい避難の開始タイミングや、避難経路・避難先を確認するため、学習会等を開催し、洪水氾濫に関する住民の理解を深める。



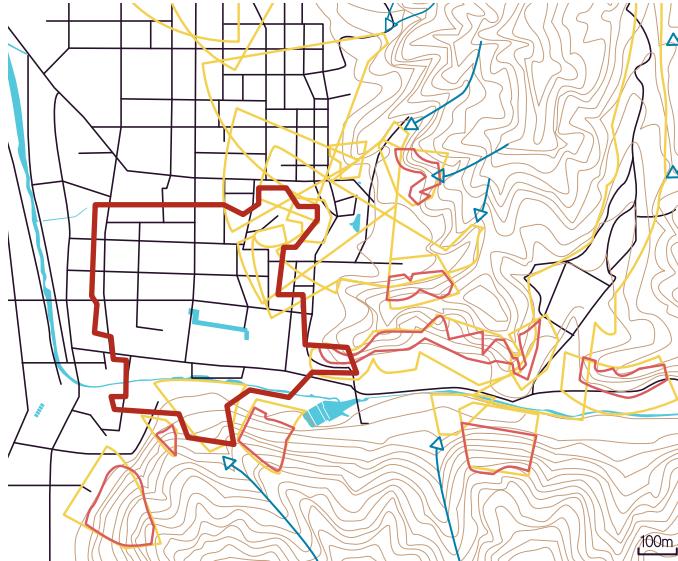
写真：谷山川放水路取水口

3-1-B

担い手
住民 行政

住民による急傾斜地の災害リスクの認識と避難準備を推進する

住民自らが土砂災害の危険性とその要因を認識し、豪雨時に適切な避難行動ができる仕組みを構築する。出石城跡石垣の崩壊の危険性の高い箇所は、観光客等への周知や立入禁止柵の維持管理を行い、リスク低減のための対策を今後も継続する。



■ 土砂災害警戒区域

□ 土砂災害特別警戒区域

← 土石流危険渓流

— 伝建地区範囲

3-1-C

土砂災害に対して 各自の防災行動計画を作成する

災害リスクは住民一人ひとりで異なるため、家族構成や生活環境に応じた自分自身の防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成する。

【タイムライン】災害時に発生する状況を予め想定し、「いつ・誰が・何をするか」に着目し、防災行動を時系列で整理した計画のこと。



担い手
住民 行政

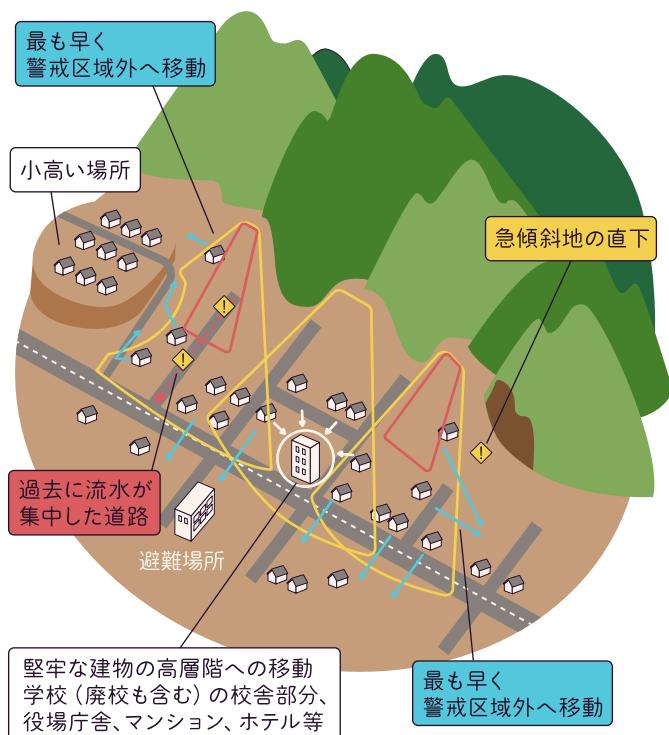
3-1-D

急傾斜地における 住民の避難経路を確認する

避難行動を的確に行うため、住民と行政の協働で急傾斜地における住民の避難経路を確認する。

【住民の役割】土砂災害に対する知識の習得、防災意識の向上。的確な避難行動（マイ避難マップ）の自主確認。

【行政の役割】土砂災害の危険性、ハザードマップの周知・提供。防災訓練等の実施。避難場所開設情報等の提供、避難指示等の発令。



3-2-A

水害時の物資避難に活用できる 「タカ」の日常利用を推進する

出石の町家内部には「タカ」と呼ばれる吹き抜け空間が多く、昔は水害の備えとして大切なものを置いておく場所に使われていたと思われる。災害時、タカの本来の目的を機能させるようにしておくのは防災上有効なため、タカの残る町家では非常に備えて日常からの有効活用を推進する。

写真：町家の「タカ」



担い手
住民 建築士・職人

3-2-E

切石基礎の保存など 伝統的な浸水対策を継承する

大雨による浸水被害が想定される場合でも、切石基礎の高さに応じて、浸水被害を防げる可能性がある。将来の地区内の浸水被害に備え、切石基礎が残る建物は、今後も保存・継承を推進する。



写真：切石基礎

担い手
住民

3-3-B

地区内水路の定期的清掃など 日常管理を推進する

水路内にゴミ等が詰まっていると、豪雨時には氾濫の危険性が高まるため、水路の定期的な清掃作業を行う。日常的な水路管理を推進し、常にきれいな水を流すことにより、さらなる日常利用の推進に繋げる。



写真：伝建地区内の水路

図：土砂災害時の避難場所等の参考図

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- ◆ 避難時に注意を要する箇所



総合的な地域防災を実現するためには、コミュニティ活動とあわせて、伝建地区と地理的に連続している周辺エリアを含めた地続きの対策が不可欠です。伝建地区内外にまたがる災害リスクに立ち向かうための物理的なハードウェアによる環境整備はもちろん、それを活かせるソフトウェアとしてのコミュニティ防災力の維持・向上の両輪が欠かせません。本計画では、住民の皆さんが、防災に対する正しい知識と高い意識を日頃から維持していくための「日常防災」と、観光客など来訪者の安全確保を考慮した「観光防災」の視点を重視する計画を策定しました。具体的には、住民の安全確保のために最新の防災技術の活用を検討するとともに、歴史に磨かれた伝統的な「減災の知恵」とコミュニティ活動を活かした歴史・防災まちづくりを目指しています。さらに、城跡や社寺、皿そば店や土産店など、観光客にとって地域との接点となる観光拠点を、有事には防災拠点として位置付けることによって、土地勘のない観光客の支援を図り、災害時の安全確保を最大の「おもてなし」とする計画を目指して、より安全で安心なまちづくりを推進していきます。そのためには、住民の皆さんのご理解とご協力が必要となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

発行
問い合わせ

豊岡市役所 出石振興局 地域振興課 伝建担当
〒668-0292 豊岡市出石町内町1番地
電話：0796-52-3111(代) FAX：0796-52-6033

